

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	11-1
法令名	難病の患者に対する医療等に関する法律	根拠条項	法第5条 法第7条第1項 厚生労働省健康局長通知 (平成27年5月13日健発0513第1号)		
許認可等	特定医療費の支給認定				
<p>(根拠規定)</p> <p>[特定医療費の支給]</p> <p>第五条 都道府県は、支給認定 (第七条第一項に規定する支給認定をいう。以下この条及び次条において同じ。) を受けた指定難病 (難病のうち、当該難病の患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他の厚生労働省令で定める要件を満たすものであって、当該難病の患者の置かれている状況からみて当該難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものとして、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定するものをいう。以下同じ。) の患者が、支給認定の有効期間 (第九条に規定する支給認定の有効期間をいう。第七条第四項において同じ。) 内において、特定医療 (支給認定を受けた指定難病の患者に対し、都道府県知事が指定する医療機関 (以下「指定医療機関」という。) が行う医療であって、厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。) のうち、同条第三項の規定により定められた指定医療機関から受けるものであって当該支給認定に係る指定難病に係るもの (以下「指定特定医療」という。) を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定を受けた指定難病の患者又はその保護者 (児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条に規定する保護者をいう。以下同じ。) に対し、当該指定特定医療に要した費用について、特定医療を支給する。</p> <p>[支給認定等]</p> <p>第七条 都道府県は、前条第一項の申請に係る指定難病の患者が、次の各号のいずれかに該当する場合であって特定医療を受ける必要があるときは、支給認定を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 その病状の程度が厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて定める程度であるとき。 二 その治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するとき。 <p>(許認可等の基準)</p> <p>[厚生労働省健康局長通知 (平成27年5月13日健発0513第1号)]</p> <p>指定難病に係る診断基準及び重症度分類等の全部改正について</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号。以下「法」という。) 第5条第1項に規定する指定難病の診断に関する客観的な指標による一定の基準 (以下「診断基準」という。) 及び法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度 (以下「重症度分類等」という。) については、平成26年11月12日健発1112第1号厚生労働省健康局長通知「指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について」 (以下「局長通知」という。) にて示しているところであるが、難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第7条第1項第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件 (平成27年厚生労働省告示第266号) による指定難病の拡大に伴い、今般、局長通知を別添のとおり全部改正し、平成27年7月1日から適用することとしたので通知する。</p> <p>(別添 省略)</p>					